

知立市ミニバス車体広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市広告掲載等実施要綱（以下「掲載要綱」という。）及び知立市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、知立市ミニバス（以下「ミニバス」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(規格等)

第2条 ミニバスに掲載をすることのできる広告は、車体広告とする。

2 車体広告の掲載等を行うことのできる位置、規格、掲載料等は、車体ごとに市長が別に定める。

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、市ホームページ、広報ちりゅう等で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、知立市ミニバス車体広告掲載申込書（様式第1）に広告の案を添えて、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、掲載要綱に基づき当該申し込みに係る者及び広告内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査により適当と認められた者の数が広告の募集枠数を超えるときは、広告掲載希望者のうち市内に事務所又は事業所を有するものの広告を優先して決定する。

3 前項の規定によっても決定しないときは、抽選により決定する。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件・掲載期間等等について知立市ミニバス車体広告掲載決定通知書（様式第2）により広告掲載希望者に通知するものとする。

5 前項の規定により通知する広告掲載期間に1月未満の端数がある場合は1月として計算する。

6 前2項の規定により通知する広告掲載期間には、次に掲げる日を含めて計算する。

- (1) 年始（1月1日～3日）の運休日
 - (2) 荒天等により運休した日
 - (3) 車両の修理、点検等により代車で運行した日
- （広告掲載料の納付）

第6条 前条の規定により通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第7条 広告主は、広告の原稿を市長が指定する期日までに、市長に書面にて提出するものとする。

2 広告物は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

3 市長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容、デザイン等が各種法令に違反する、若しくはそのおそれがある又は掲載要綱若しくはこの要綱に抵触すると認める場合は、広告主に対し、広告内容の修正を求めることができる。

（広告内容等の変更）

第8条 広告主は、広告を差し替えようとする日又は第6条の規定に基づき提出した書類の記載内容を変更しようとする日の30日前までに、知立市ミニバス車体広告掲載申込内容変更届（様式第3。以下「変更届」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、掲載サイズの変更や掲載箇所の変更は原則行えないものとする。

2 市長は、前項の変更届が提出されたときは、その可否を決定し、知立市ミニバス車体広告掲載申込内容変更決定通知書（様式第4）にて通知する。

（広告掲載の取下げ）

第9条 広告主は、自己都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、取り下げをしようとする日の30日前までに、知立市ミニバス車体広告掲載取下申出書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の規定に基づく決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が第8条の期日までに広告掲載料を納付しないとき
- (2) 広告主が第9条第1項の期日までに広告原稿を提出しないとき

(3) 広告主が第9条第3項の広告内容の修正を行わないとき

(4) 広告主の責めに帰すべき事由により広告を掲載することが適当でなくなったとき

(5) その他ミニバス車両への広告の掲載が適当でないと市長が判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、知立市ミニバス車体広告掲載取消通知書（様式第6）により、当該広告主に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じても一切の責任を負わないものとする。

（広告掲載料の返還）

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告を掲載することができないときは、還付する。

2 前項ただし書きの規定により還付する広告掲載料は、広告掲載に係る期間を1月単位で認定して算出し、知立市ミニバス車体広告掲載料還付請求書（様式第7）により、当該広告主に還付するものとする。この場合、1か月未満は1月として計算する。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子は付さない。

（広告主の責務）

第12条 広告主は掲載した広告内容について一切の責任を負うものとする。

2 第7条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は継承させてはならない。

3 広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、広告物の破損、滅失、紛失又は毀損が生じた場合、市及び運行事業者に損害賠償を求めることはできないものとする。

5 広告の取付け又は撤去に起因して、車両の外装等に損傷が生じたときは、広告主の負担により、車両を原状に回復させなければならない。

6 広告主は、広告の美観を保持するため、常に維持補修に努めなければならない。

（免責事項）

第13条 市は、天災、事故、故障、点検その他市の責めに帰することができない理由により、広告を掲載した車両が運行できなかつたときは、その責任を負わない。ただし、車両の故障、事故等により広告の掲載等を行っている車両によ

る運行を1月以上休止した場合は、運行を休止した月数分の広告掲載料を還付するものとする。

2 前項ただし書きの規定により還付する場合は、第13条第2項及び第3項の例による。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。